

大和市告示第61号

大和市親子健康診査事業実施要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市親子健康診査事業実施要綱を廃止する要綱

大和市親子健康診査事業実施要綱（令和5年大和市告示第37号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 廃止前の大和市親子健康診査事業実施要綱の規定により実施した健診に係る不正利得の返還については、同要綱第4条の規定は、なおその効力を有する。